

くらすと

Vol.122

5月は消費者月間です

商品の購入やサービスの提供など契約のことでお困りの時は、**188（局番なし）**にお電話ください。

- いらぬものはキッパリ断る。
- 簡単に儲かる話はありません。
- ATMから還付金はもらえません。

**お断りします**

消費者月間 大阪府市連携講演会

テーマ

便利さの裏にあるリスクにご用心
デジタル時代の消費者トラブルから身を守りましょう

講師

大阪府警察本部 警務部 高度情報推進局
サイバーセキュリティ対策課 担当者

とき

令和8年5月29日(金)14時～1時間程度

ところ

大阪府中央区役所 703、704会議室

参加費

無料

定員

100名(先着順)

お申し込みはこちらから【5月25日(月)17時まで】
⇒[大阪府行政オンラインシステム](#)

【QRコード】



令和8年度 消費者月間統一テーマ



見える情報 見えない仕組み
～AI時代の消費者力を高めるために～

[消費者庁ホームページ](#)



【QRコード】

身近なデジタル技術にひそむ消費者トラブルの危険についてお伝えします。

「お試し」のつもりが、定期購入に！！

～ネット通販には、クーリング・オフ制度は適用されません～

インターネット広告に潜むリスク

スマートフォンでのインターネットの閲覧履歴や登録情報をもとに、SNSや動画視聴中に、化粧品等の「シミやシワを改善したい」といった消費者心理に付け込む広告があらわれ、定期購入であることや解約方法・条件を明示せずに、高額となる定期購入が条件の契約の申込へ消費者を誘導するケースが多く発生しています。



よくある相談事例

スマートフォンでSNSを見ていたときに、「今だけ1,980円」「定期しぼりなし」という美容液の広告が出てきたので注文した。

1回のお試しのつもりで注文したのに、翌月同じ商品が再び届き、2回目から高額な請求になっている。

事業者にも何度も連絡したが電話がつながらず、このまま3回目も届くのではないかと不安だ。話も違うし、これ以上必要がないので、どうしたらよいか困っている。

アドバイス

- 「お試し」や低価格等を強調する広告を見て注文したら、2回目以降が高額な定期購入になっている場合があります。定期購入になっていないか確認しましょう。
- 最終の注文確定ボタンを押す前に、どのような契約内容になっているか、キャンセル・返品条件などをよく確認しましょう。契約内容を確認できるよう、最終の注文確定画面も保存しておきましょう。
- 悪質な販売サイトの場合、契約条件が明確に表示されていない場合があります。おかしいなと思ったらお住まいの消費生活相談の窓口へ相談しましょう。



大阪府消費生活
センター公式X
(旧Twitter)
はこちら→



@osaka shouhi

消費者センター
啓発動画
サイトはこちら→



大阪市HP

「消費者が意見を伝える」際のポイント

自立した消費者として、意見がきちんと相手に伝わるように、次の3つのポイントを参考にしましょう。

- ①ひと呼吸、置きましょう！
- ②言いたいことを「明確に」、理由を「丁寧に」伝えましょう！
- ③事業者の説明も聞きましょう！

大阪府消費生活センター ☎06-6616-0888
ホームページ：<https://www.pref.osaka.lg.jp/soshikikarasagasu/shouhi/index.html>

大阪市消費者センター ☎06-6614-0999
ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>



被害にあっても、あきらめないで
消費者ホットライン

☎188(いやや!)
※局番なし